

多摩川・鶴見川・相模川流域大規模氾濫減災協議会
—第3期 減災に係る取組方針について—

○取組項目・取組内容の修正方針

- ・ 第3期取組項目・取組内容については、現方針の取組の継続を基本とする。
- ・ 近年の社会情勢や国での取組を鑑み、大きな変更は行わないものの表現方法など最小限の見直しを実施した。
- ・ 流域協議会が別途進められているため、この中の流域治水プロジェクトで重複するような取組についても記載を追加した。
- ・ 現時点で取組方針と取組内容で内容が重複するようなわかりにくい表現箇所において再整理を実施した。

○取組項目・取組内容の継続評価

- ・ 第3期においては、第2期で完了した取組や現時点でフォローが不要と評価した項目、減災協議会の取組項目として適していなかった項目等を除外し、より**優先度の高い課題にリソースを集中**する方針とし、課題の解決に向けたフォローアップを実施する。

取組継続の評価方針

- これまでの第1期・第2期で実施・完了した取組や、現時点でフォローが不要となった項目は、第3期の取組から除外する方針とする。
- 達成目標をより明確化し、優先度の高い課題や取組にリソースを集中する。
- 最上位目標として「逃げ遅れゼロ」および「社会経済被害の最小化」を継続しつつ、気候変動や社会構造の変化を踏まえた柔軟な見直しを行う。

第3期スタート時(令和8年度)の取組継続評価

- 第2期までの取組状況に関するアンケート結果、ならびに法的に優先すべき取組、取組の進捗率等の要素を踏まえ、いくつかの取組について内容の再整理を行い、達成目標の明確化を実施した。
- 各取組に対し「継続」「一部自治体を対象から削除」「項目全体を削除」の評価・設定を実施した。
- その他の取組についても達成目標の明確化を図り、より優先度の高い課題解決に注力できる協議会を目指すものである。
- 各自治体の取り組み項目の変更など、今後も構成員の皆様のご意見を伺いながら進めていく。

- 第3期における5年間で達成すべき目標は、第2期を踏襲して同じ目標とする。

【第3期 5年間で達成すべき目標】 (第2期を踏襲)

多摩川上流部の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化……社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた取組】

「洪水を河川内で安全に流すハード対策」、「危機管理型ハード対策」等に加えて、「住民目線のソフト対策」として、下記の取組を実施する。

- (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

【取組項目や取組内容の修正について】

- 取組項目や取組内容は、近年の社会情勢、技術革新、国の取組、流域治水プロジェクトの取組等を踏まえ、内容の修正・追加を行っている。
- しかし、記載された取組や施策を必ずしもそのまま実施しなければならないというものではなく、地域や自治体の事情に応じ、目的達成のために実施しやすい取組（記載がないものを含む）を選択して実施して頂ければ良い。

【 1 】取組項目

※取組機関は多摩川上流部を例として記載
赤字:第2期からの変更箇所

1) ハード対策の主な取組

【第3期での修正】

- 別途整理している取組内容の記載も踏まえて、取組項目の記載内容を修正。また、名称変更があったものを修正（次頁以降も共通）
- 「④水位等の河川状況の把握」については、各対象機関において水位計・カメラ等の河川状況が把握できる機器が一定以上整備されたと判断し、取組項目からは削除

第 2 期

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	S	引き続き 実施	関東地整
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	T	引き続き 実施	関東地整
■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備 ・河川防災ステーションの整備	Y	引き続き 実施	関東地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレ フォンサービスの導入	G, I	引き続き 実施	9市
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備 及び自家発電装置等の耐水化	Q	実施済み	2市
③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水 防資機材等の配備	O, P	引き続き 実施	9市 都 関東地整
④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や 量水標、CCTV カメラ等の設置	M	引き続き 実施	関東地整

第 3 期

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	S	引き続き 実施	関東地整
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	T	引き続き 実施	関東地整
■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備 ・河川防災ステーション等の防災施設の整備	Y	引き続き 実施	関東地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
①防災情報の確実な伝達と、複数の情報伝達手段の確保	G, I	引き続き 実施	9市
②災害拠点となる自治体庁舎や災害対応病院等における 浸水時でも災害対応を継続するための施設の整備、自家 発電装置等の耐水化及び上層階への設置	Q	引き続き 実施	1市
③大規模水害に備えた水防資機材等の拡充	O, P	引き続き 実施	9市 都 関東地整
④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計 や量水標、CCTV カメラ等の設置	M	引き続き 実施	関東地整

2）ソフト対策の主な取組

（1）逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

※取組機関は多摩川上流部を例として記載
赤字：第2期からの変更箇所

・「①河川状況の情報伝達手段の確保」については、国土交通省の「川の防災情報」や各都県・自治体の情報提供サービスが一定以上整備されたと判断し、取組項目からは削除

第2期

第3期

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	G, I	引き続き 実施	関東地整
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C, D, J, L	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
③タイムラインに基づく首長・地域住民等も参加した実践的な訓練の実施	C, D, J, L	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
④タイムラインの高度運用の検討	C, D, J, L	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
⑤ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	A	引き続き 実施	関東地整
⑥想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの改良、周知、活用	A	引き続き 実施	9市
⑦近隣市と連携した広域避難計画及び崖線下の住人の段丘上への避難計画の作成	D, E, F	引き続き 実施	7市 関東地整
⑧ダム放流情報を活用した避難体系の確立	U, V	引き続き 実施	9市 都 関東地整
⑨応急的な退避場所の確保	D	引き続き 実施	9市 関東地整
⑩要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討及び避難訓練の実施	D, F, H, K, L	引き続き 実施	9市 都
⑪マイ・タイムラインの取組推進	C, D	引き続き 実施	9市 都 関東地整

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	G, I	引き続き 実施	関東地整
①避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	C, D, J, L	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
②タイムラインに基づく首長・地域住民等も参加した実践的な訓練の実施	C, D, J, L	引き続き 実施	8市 気象庁 関東地整
③タイムラインの高度運用の検討	C, D, J, L	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
④ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実・多言語化	A	引き続き 実施	関東地整
⑤想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定及び住民への周知	A	引き続き 実施	9市
⑥近隣市区と連携した広域避難計画の作成及び都市部における垂直避難・在宅避難の検討	D, E, F	引き続き 実施	6市 関東地整
⑦ダム放流情報を活用した住民の避難行動を支援する体制の整備及び迅速な避難判断の促進	U, V	引き続き 実施	8市 都 関東地整
⑧災害時に初期段階で一時的に安全を確保できる応急的な退避場所の確保と整備	D	引き続き 実施	9市 関東地整
⑨要配慮者等への対応等を考慮し、また災害関連死防止の観点を含めた避難計画等の作成	D, F, H, K, L	引き続き 実施	8市
⑩マイ・タイムラインの取組促進	C, D	引き続き 実施	8市 関東地整

2）ソフト対策の主な取組

（1）逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

※取組機関は多摩川上流部を例として記載
⑥の項目について他流域にて一部取組機関あり
赤字:第2期からの変更箇所

- 「⑬住民への雨量等の気象情報の伝達」「①ハザードマップ等の土地リスク情報の認知・周知を行う仕組みの構築」については、各機関で伝達・周知等を行う仕組みが構築されていると判断し、取組項目からは削除
- 「⑥地域防災力の向上のための人材育成」については、国土交通省は情報提供等の支援を行う役割であるため、取組機関からは削除

第2期

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
⑫平時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるとまちごとハザードマップ」の検討	A, D, F	引き続き 実施	9市 都
⑬共助の仕組みの強化	X	引き続き 実施	9市
⑭適切な土地利用の促進	W	引き続き 実施	9市 関東地整
⑮気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B	引き続き 実施	気象庁
■防災教育や防災知識の普及			
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
③教員を対象とした講習会の実施	A, B	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
⑥地域防災力の向上のための人材育成	A, B	引き続き 実施	関東地整

第3期

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
⑪平時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるとまちごとハザードマップ」の検討及びQRコード設置による情報アクセスの強化	A, D, F	引き続き 実施	8市
⑫避難誘導等の訓練の実施及び出水時における実例の情報共有	X	引き続き 実施	9市
⑬適切な土地利用の促進	W	引き続き 実施	8市 都 関東地整
⑮気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B	引き続き 実施	気象庁
■防災教育や防災知識の普及			
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
①水災害に関する説明会・講習会の実施及び住民への被災状況や防災知識の周知	A, B	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
②教員を対象とした講習会の実施	A, B	引き続き 実施	8市 気象庁 関東地整
③小学生を対象とした水防災教育の実施及び防災教育教材の拡充	A, B	引き続き 実施	8市 都 気象庁 関東地整
④出前講座等の講習会の実施及び出前講座資料の拡充	A, B	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
⑤地域防災力の向上のための人材育成	A, B	引き続き 実施	関東地整

2）ソフト対策の主な取組

(2)洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

※取組機関は多摩川上流部を例として記載
赤字:第2期からの変更箇所

- 「⑤災害時の避難誘導等に対応する職員の確保」については、既に多くの自治体で水防団等の募集を広報紙やホームページ等で広く実施・継続していることから、取組項目からは削除

第2期

第3期

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組			
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	M	引き続き 実施	9市
②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	M	引き続き 実施	9市
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	M	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
④関係機関が連携した水防訓練の実施	N	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
⑤水防活動の担い手となる水防団体等の募集の促進	N	引き続き 実施	9市 都
⑥重要施設(市町村庁舎・災害拠点病院・危険物取扱工場等)管理者への情報伝達の充実	Q	引き続き 実施	9市 関東地整

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組			
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	M	引き続き 実施	9市
②災害発生時に迅速な対応を可能とするための近隣水防団同士の連携・連絡体制の構築	M	引き続き 実施	8市
③水防団(消防団)や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	M	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
④関係機関が連携した水防訓練の実施	N	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
⑤水防活動の担い手となる水防団体等の募集の促進	N	引き続き 実施	
⑤重要施設(市町村庁舎・災害拠点病院・危険物取扱工場等)管理者への情報伝達の充実及び情報ネットワークの整備	Q	引き続き 実施	8市 関東地整

2）ソフト対策の主な取組

(3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

- 「⑤避難時に有効な浸水拡大抑制効果がある盛土構造物等の把握」については、多くの自治体で保存するような盛土構造物がない、または見つかっていないという状況であるため、実施が困難で優先度は低いと判断し取組項目からは削除。
- 流域治水の考え方に基づく総合的な減災対策の一環として、「浸水リスクの高い区域の土地利用の見直し、居住・施設配置の適正化」を新規追加

第2期

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	R	引き続き 実施	9市 都 関東地整
②排水訓練の実施	R	引き続き 実施	9市 関東地整
③浸水被害軽減地区の指定 ※対象地区の存在を今後確認	D	引き続き 実施	9市 関東地整

第3期

※取組機関は多摩川上流部を例として記載
赤字:第2期からの変更箇所

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
①排水機場・樋門・水門等の排水に関する情報の把握、共有及び大規模水害を想定した排水計画(案)の作成	R	引き続き 実施	8市 都 関東地整
②排水訓練の実施	R	引き続き 実施	8市 関東地整
④浸水被害軽減地区の指定 ※対象地区の存在を今後確認	D	引き続き 実施	9市 関東地整
■適切な土地利用の促進			
①浸水リスクの高い区域の土地利用の見直し、居住・施設配置の適正化、建築物の構造や高さ等の対策の周知	U	令和8年度 より実施	9市

【 2 】 取組項目に対する取組内容

大項目		主な内容	継続／削除
事 項			
具体的取組			
1) ハード対策の主な取り組み			
■洪水を河川内で安全に流す対策			
必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	・堤防整備 ・河岸侵食防止のための水衝部対策 ・高規格堤防の整備 など		継続
■危機管理型ハード対策			
堤防天端の保護 堤防裏法尻の補強	決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策として、 ・法肩部（堤防斜面上側の角）の崩壊を遅らせるための堤防天端をアスファルト等で保護 ・深掘れの進进行を遅らせるための裏法尻をブロック等で補強 など		継続
■円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備			
河川防災ステーション等の防災施設の整備	・河川防災ステーション等の防災施設の整備 など		継続
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
①防災情報の確実な伝達と、複数の情報伝達手段の確保	・防災行政無線のスピーカーの改良 ・防災ラジオの配布 ・防災行政無線テレホンサービスの導入 ・防災・安全情報メールの整備 ・防災アプリの導入 など		継続
②災害拠点となる自治体庁舎や災害対応病院等における浸水時でも災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置	・災害拠点となる自治体庁舎や災害対応病院等における浸水時でも災害対応を継続するための施設の整備、自家発電装置等の耐水化及び上層階への設置 ・可搬電源・燃料の整備、相互融通 ・浸水センサー整備による早期検知 など		継続 （一部自治体 削除）
③大規模水害に備えた水防資機材等の拡充	・庁舎、水防倉庫等への土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材の備蓄 ・消防団等への水防用ポンプの配備 ・側帯等への水防用土砂の備蓄 ・水防活動を支援するための新素材（吸水土のう・三角水のう等）や新技術（DX技術等）の活用 など		継続
④水位等の河川状況の把握	・水位計や簡易水位計、量水標等の設置 ・CCTVカメラや簡易型河川監視カメラ等の設置 など		削除

2) ソフト対策の主な取り組み（1）逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組		
■情報伝達、避難計画等に関する取組		
①河川状況の情報伝達手段の確保	・洪水予報等の情報発信（洪水予報等）の実施 ・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供 ・メディア（テレビ・ラジオ・新聞・Web等）との連携による情報提供 など	削除
②避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	・チェックリストを活用しタイムラインを作成 ・タイムラインを検証し見直しを実施 など	継続
③タイムラインに基づく首長・地域住民等も参加した実践的な訓練の実施	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施 ・地域住民を含めた訓練への拡充 ・VR/AR体験訓練 ・高齢者・障がい者・外国人対応 など	継続 （一部自治体 削除）
④タイムラインの高度運用の検討	・避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認 ・多機関連携型タイムラインの拡充 など	継続
⑤ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実・多言語化	・ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実（洪水、土砂災害、津波等） ・多言語化 など	継続
⑥想定最大規模降雨による洪水を対象とした洪水ハザードマップの策定及び住民への周知	・想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの作成・改良 ・洪水ハザードマップの継続的な配布体制（移転者等向け）の確立 など	継続 （一部自治体 削除）
⑦近隣市区と連携した広域避難計画の作成及び都市部における垂直避難・在宅避難の検討	・想定最大規模洪水による浸水により、市内避難所数が不足する場合や避難が市内避難所より他市の方が適切と思われる場合等において、広域避難計画（案）を作成、都市部における垂直避難の検討、並びに安全性が確保できる場合の在宅避難の検討 など	継続 （国、一部自治体 削除）
⑧ダム放流情報を活用した住民の避難行動を支援する体制の整備及び迅速な避難判断の促進	・ダム放流情報を活用し、住民の避難行動を支援する体制を整備 ・ダム放流情報との連携による迅速な避難判断の促進 など	継続 （一部自治体 削除）
⑨災害時に初期段階で一時的に安全を確保できる応急的な退避場所の確保と整備	・災害時に初期段階で一時的に安全を確保できる応急的な退避場所の確保と整備 など	継続
⑩要配慮者等への対応等を考慮し、また災害関連死防止の観点を含めた避難計画等の作成	・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成（地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難計画の作成等） ・災害関連死防止の観点を含めた避難計画等の作成、避難所での健康管理・医療体制の整備 など	継続 （一部自治体 削除）

赤字:事務局修正案
青字:第一回アンケートを反映した変更箇所
緑字:第二回アンケートを反映した変更箇所

2) ソフト対策の主な取り組み (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組		
■情報伝達、避難計画等に関する取組		
⑪マイ・タイムラインの取組推進	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 ・講習会の実施 など	継続 (一部自治体 削除)
⑫平時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるとまちごとハザードマップ」の検討及びQRコード設置による情報アクセスの強化	・案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する ・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討 ・QRコード設置による情報アクセスの強化 など	継続 (一部自治体 削除)
⑬避難誘導等の訓練の実施及び出水時における実例の情報共有	・避難時の声かけ ・避難誘導等訓練 ・協議会等で、出水時における実際の事例の情報を共有 →地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難計画の作成 など	継続
⑭適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明 など	継続 (一部自治体 削除)
⑮住民への雨量等の気象情報の伝達	・警報等における危険度分布の表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・キキクルや警報級の可能性の情報を表示するメッシュ情報の充実化 など	削除
2) ソフト対策の主な取り組み (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組		
■防災教育や防災知識の普及		
①ハザードマップ等の土地のリスク情報の認知・周知を行う仕組みの構築	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 など	削除
②水災害に関する説明会・講習会の実施及び住民への被災状況や防災知識の周知	・水防災に関する説明会・講習会の実施 ・水災害の被害状況や教訓・備え等の防災知識を住民への周知するための展示やホームページへの情報掲載 など	継続
③教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施 など	継続 (一部自治体 削除)
④小学生を対象とした水防災教育の実施及び防災教育教材の拡充	・小学校の総合学習授業の中で、水防災教育の取組の実施 ・水防災教育教材の拡充 など	継続 (一部自治体 削除)
⑤出前講座等の講習会の実施及び出前講座資料の拡充	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施 ・出前講座資料の拡充 など	継続
⑥地域防災力の向上のための人材育成	・市町村の取り組みを支援する専門家リストを作成 ・専門家の派遣 など	継続 (国 削除)

2) ソフト対策の主な取り組み (2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組		
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組		
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施 など	継続
②災害発生時に迅速な対応を可能とするための近隣水防団同士の連携・連絡体制の構築	・自治体内の水防団同士の連携強化を目的とした簡易無線機の配布 ・近隣自治体間の水防団同士の連携・連絡体制の検討 など	継続 (一部自治体 削除)
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	・水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検の実施 など	継続
④関係機関が連携した水防訓練の実施	・合同水防訓練や水防管理団体が行う訓練への参加 など	継続
⑤災害時の避難誘導等に対応する職員の確保	・広報紙やホームページ等で広く募集 など	削除
⑥重要施設（市町村庁舎・災害拠点病院・危険物取扱工場等）管理者への情報伝達の充実及び情報ネットワークの整備	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 ・早期復興を支援する事前の準備 ・河川管理者と自治体との光ケーブル接続による情報ネットワーク整備 ・災害関連死防止を目的とした医療・福祉施設の優先復旧や薬剤供給等の情報伝達の強化 など	継続 (一部自治体 削除)
2) ソフト対策の主な取り組み (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組		
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組		
①排水機場・樋門・水門等の排水に関する情報の把握・共有、及び大規模水害を想定した排水計画（案）の作成	・水門・樋管等操作規則の見直し ・確実な排水機場・水門・樋門等の操作ルールを作成 など	継続 (一部自治体 削除)
②排水訓練の実施	・排水訓練の実施 など	継続 (一部自治体 削除)
③避難時に有効な浸水拡大抑制効果がある盛土構造物等の把握	・洪水浸水想定区域内（隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない）で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を指定 など	削除
■適切な土地利用の促進		
浸水リスクの高い区域の土地利用の見直し、居住・施設配置の適正化、建築物の構造や高さ等の対策の周知	・立地適正化計画における氾濫区域内の居住誘導区域や都市機能誘導区域の除外 ・新規開発や建替え時における浸水リスクを踏まえた配置・構造の検討及び採用の働きかけ ・建物の高さ・床高の確保、防水構造の採用等の対策の周知 など	(新規)

赤字:事務局修正案
青字:第一回アンケートを反映した変更箇所
緑字:第二回アンケートを反映した変更箇所

第2回アンケートで得られた意見と対応

- 減災協議会の第三期取組項目について、各自治体から寄せられたご意見を踏まえ、以下のような変更方針のもと、取組方針の一部を見直した。
- 各地域の実情やご意見を尊重し、画一的な対応ではなく、現場に即した柔軟な取組を今後も推進していく。
- 目標に対して一定の達成率が確認された取組は協議会の重点項目から外し、その他の取組に注力してより実効性の高い減災対策の実現を目指すこととした。
- 今後も、現場からのご意見を丁寧に受け止め、必要に応じて随時取組方針の見直し、対象自治体の変更等を実施していく。

○アンケートで得られた意見を反映した取組項目・取組内容の主な変更点

1.災害関連死防止の観点を含めた避難計画等の作成

- 災害関連死防止の観点を既存の避難計画に追記することを求めているわけではなく、各自治体において可能な範囲で検討できるような内容に修正した。

2.土地利用・施設配置・建築物対策の周知

- 事務局で検討した取組内容では、自治体が浸水リスクを踏まえた施設配置や建築物構造の検討を行うと読み取れたため、事業者に検討を促すことを意味する内容に修正した。

3.取組対象自治体の見直し

- 一部の取組については、現状の体制や地域事情を踏まえ、対象自治体を調整した。
※各地域の実情に応じた柔軟な運用を図る。また、今後の地域実態の変化により、対象自治体の見直しを検討する。

取組方針に対する主な意見と対応（第2回アンケートより）

No.	事務局作成第3期取組方針（第一回幹事会にて提示した案）		意見により修正した第3期取組方針			事務局案 第3期取組方針（案）に対するご意見等 （第二回アンケート）	アンケート意見を踏まえた対応方針（案）
	取組項目	取組内容	取組項目	取組内容	継続判断		
17	要配慮者等への対応等を考慮し、また災害関連死防止の観点を含めた避難計画の作成	・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成（地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難計画の作成等） ・災害関連死防止の観点を含めた避難計画の作成、避難所での健康管理・医療体制の整備など	@要配慮者等への対応等を考慮し、また災害関連死防止の観点を含めた避難計画等の作成	・想定最大規模降雨に伴う洪水による要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成（地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難計画の作成等） ・災害関連死防止の観点を含めた避難計画等の作成、避難所での健康管理・医療体制の整備など	引き続き実施（一部自治体を対象から削除）	「災害関連死防止の観点を含めた避難計画の作成」については、避難確保計画や個別避難計画だけでなく、計画全般を指しているとのことでしたが、現状の記載では、避難確保計画や個別避難計画について災害関連死の観点を踏まえた作成をすべきと見える表現であるため、表記の仕方を再検討していただきたいと思います。 例えば、「災害関連死防止の観点を含めた避難計画の作成」とするのではなく、計画全般であるならば、「災害関連死防止の観点を含めた計画の作成」でもよいのではないのでしょうか。	「災害関連死防止の観点を含めた計画の作成」に変更すると、新規の計画を作成する必要があると読み取れるため、「避難計画等」に変更した。
38	浸水リスクの高い区域の土地利用の見直し、居住・施設配置の適正化、建築物の構造や高さ等の対策の周知	・立地適正化計画における居住誘導区域や都市機能誘導区域からの除外 ・新規開発や建替え時に浸水リスクを踏まえた配置・構造を検討。 ・建物の高さ・床高の確保、防水構造の採用等の対策の周知など	浸水リスクの高い区域の土地利用の見直し、居住・施設配置の適正化、建築物の構造や高さ等による対策の周知	・立地適正化計画における氾濫区域内の居住誘導区域や都市機能誘導区域の除外 ・新規開発や建替え時における浸水リスクを踏まえた配置・構造の検討及び採用の働きかけ ・建物の高さ・床高の確保、防水構造の採用等の対策の周知など	令和8年度より実施	主な内容の2点目、「新規開発や建替え時に浸水リスクを踏まえた配置・構造を検討。」について、建築物の構造検討は事業者で行うものと捉えており、この記載の場合、行政が建築物の構造検討を行うように読めてしまいます。（本協議会の取組は行政が行うという認識でありますので、）行政から事業者へ構造検討を促す趣旨の内容に修正していただきますようお願いします。 また、修正案は以下のとおりとなりますが、2点目の「構造」は、3点目の「建物の高さ・床高の確保、防水構造」を指しているものと思われますので、2点目と3点目の内容を一つの文章にまとめることも必要に応じてご検討いただけますようお願いします。 ●変更案 （変更前）・新規開発や建替え時に浸水リスクを踏まえた配置・構造を検討。 （変更後）・新規開発や建替え時における浸水リスクを踏まえた配置・構造検討の働きかけ なお、記載内容を変更しないケースとして、浸水リスクの高い区域を災害危険区域に指定する場合には、行政が主体となり水害対応の建物構造基準の条例化を検討することも全く想定できないことはありませんが、概ね5年での対応は現段階では難しいものと考えております。	主な取り組み内容の2点目について、行政が事業者へ構造検討等を促す趣旨に変更した。

赤字:事務局修正案

青字:第一回アンケートを反映した変更箇所

緑字:第二回アンケートを反映した変更箇所

別紙

- 取組方針本文（別紙） 本文比較表
- 自治体別取組項目一覧表